

答申保第67号
令和4年3月25日
(諮問保第86号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を開示しないとした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年11月25日付けで、「① 県立病院入院記録※「全て〇〇分」、② 社会福祉協議会〇〇支部等の資料、③ 鹿児島市に存在する滞在住所等市役所手続記録、④ 鹿児島警察分、⑤ 自衛隊分」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年12月4日付け社福第603号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年12月24日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの請求を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び補正書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求した公文書を実施機関が保有していると考えられるため、保有個人情報文書『非開示』との決定審査を依頼する（原文ママ）。保有なしはありえない。

イ 本件処分は、行政不服審査法第2条、刑法17章第155条公文書偽造、行政文書開示義務第5条違反、情報公開条例違反『故意』の隠蔽に違反しており、本件処分の範囲を絞ることにより公開を求める。

ウ 鹿児島市社会福祉協議会〇〇支部及び鹿児島市社会福祉協議会を鹿児島県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島支部が監査審査することにより連携解決することを求める。

エ 本件処分『非開示』の取り消しを求めるため、情報公開請求（原文ママ）の審判請

求遅延に関して、不必要な診断，強制入院後の違法ハッキング，違法追尾，ヘルシキ違法で身体的肉体的苦痛を伴う医療，兵器実験の中止，殺人幫助，傷害罪，名誉毀損，人権侵害，虚偽報告に抵触事案のため『非開示』取り消しを求めて本件審査請求を提起した。生命の危険があり危急申請したい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報

ア 県立病院入院記録※「全て〇〇分」

イ 社会福祉協議会〇〇支部等の資料

ウ 鹿児島市に存在する滞在住所等市役所手続記録

エ 鹿県警察分

オ 自衛隊分

(2) 不開示決定の理由

ア 本件開示請求のあった個人情報については、実施機関において保有していないため存在しない。

また、本件開示請求以外の審査請求人に係る個人情報についても、実施機関は保有していない。

イ 条例において、知事，県立病院事業管理者及び警察本部長は異なる実施機関とされており、いずれの文書についても、条例の実施機関である知事部局の職員が職務上作成又は取得する個人情報に該当しないと判断した。

ウ 本件開示請求当時，複数回にわたり，審査請求人に電話連絡を行ったが繋がらず，社会福祉協議会に関すること全般を所管する課として，不開示決定通知書に鹿児島市社会福祉協議会の連絡先を記載した付箋を付して送付した。

ウ 本件処分を行う時点で，県立病院事業管理者及び警察本部長が，別途，何らかの処分を行うことが想定された。

また，上記3(2)ウのとおり，審査請求人と連絡が繋がらなかったことから，本件処分に際し，本件開示請求の実施機関が異なることは審査請求人に説明していない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年1月21日	諮問を受けた。
2月24日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
4月28日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
11月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
令和4年3月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、上記3(2)のとおり、条例の実施機関である知事部局の職員が職務上作成又は取得する個人情報ではないことから、本件対象保有個人情報を保有していないため、不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 実施機関の分掌事務等について

実施機関の分掌事務については、鹿児島県行政組織規則（昭和35年12月28日規則第122号。以下「規則」という。）に定められているところ、規則第27条の2第15号において、「社会福祉協議会に関すること。」の事務が規定されている。

また、社会福祉法人については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1号において、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人の所轄庁は市長とされており、県内においては、43の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会のうち、三島村と十島村を除く社会福祉協議会は全て社会福祉法人であることから、県知事（実施機関）が所管とする社会福祉協議会は、三島村及び十島村を除く町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会であるとしている。

(イ) 対象保有個人情報について

審査会において、実施機関が説明したところによると、規則同条同号に従い、社会福祉協議会の担当部署として本件開示請求を受付けたものの、3(1)の対象保有個人情報については、いずれも実施機関が所掌する業務ではなく、取得する業務でもないことから、対象保有個人情報を保有していないと判断した。

なお、3(1)ア及びエの対象保有個人情報については、本件処分を行う時点で、県立病院事業管理者及び警察本部長が、別途、何らかの処分を行うことが想定されたと説明している。

また、審査請求人を識別できる保有個人情報を求めている可能性を考慮し、念のため、実施機関の保有する公文書について、執務室内の書棚等を探索し、審査請求人を識別できる保有個人情報の不存在を確認した。

さらに、その旨を審査請求人に説明し、請求内容について確認するため、複数回にわたり電話連絡を行ったものの、審査請求人に繋がらなかったため、鹿児島市社会福祉協議会の連絡先を記載した付箋を付した不開示決定通知を送付している。

以上のことから、対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられず、これを覆すに足りる特段の事情や本件対象保有個人情報の記載された公文書が作成又は取得されたことを推認させる事情も認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。